

岐阜県介護事業者外国人留学生支援事業費補助金 Q & A

- Q 1 : 補助金の対象者となる「介護事業者」とは何か。
- Q 2 : 介護事業者が支援する「留学生」とは何か。
- Q 3 : 補助金の交付申請はいつまでに県へ行わなければいけないか。
- Q 4 : 補助金の交付申請は複数年度分をまとめて行うことはできるか。
- Q 5 : 補助金の交付申請は複数の留学生分をまとめて行うことはできるか。
- Q 6 : 留学生本人が交付申請することはできるか。
また、留学生本人の口座に補助金を振込してもらうことはできるか。
- Q 7 : 予算額を超える交付申請があった場合はどうなるか。
- Q 8 : 例えば「入学準備金」のみを留学生に給付した場合は交付申請することはできるか。
- Q 9 : 【Q & A : 「Q 2 の A」②-1、②-2に該当する場合のみ】
「県内の介護福祉士養成施設に進学する予定」を証明するための書類は必要か。
- Q 1 0 : 留学生に対する奨学金について、「給付」ではなく、「貸与」は補助対象になるか。
- Q 1 1 : 留学生に「居住費等」として奨学金を給付する際、あらかじめ奨学金の用途を介護事業者が決めること（限定すること）はできるか。
- Q 1 2 : 留学生に給付する奨学金について、給付する時期は決まっているか。
- Q 1 3 : 留学生への給付方法（振込、手渡し等）は決まっているか。
- Q 1 4 : 介護福祉士等修学資金貸付事業（岐阜県社会福祉協議会が実施）との併用はできるか。
- Q 1 5 : 例えば、「学費については修学資金貸付制度」を利用し、「学費以外の居住費等や入学準備金などは当補助金」を利用することはできるか。
- Q 1 6 : 留学生が留年した場合はどうなるか。
- Q 1 7 : 留学生が退学した場合はどうなるか。
- Q 1 8 : 留学生が介護福祉士養成施設を卒業した後、介護サービス事業所に就業しなかった場合は、これまでの補助金の返還義務は生じるか。

Q 1： 補助金の対象者となる「介護事業者」とは何か。

A： 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者であって、県内に事業所を有するものとする。
よって、県外の介護事業者であっても県内に介護事業所を有すれば補助金の対象者となる。

Q 2： 介護事業者が支援する「留学生」とは何か。

A： 次の①、②-1、②-2に該当する者とする。
① 県内の介護福祉士養成施設に在籍する留学生
②-1 県内の介護福祉士養成施設に進学する予定である、県内の日本語学校に在籍する留学生
②-2 県内の介護福祉士養成施設に進学する予定である、県内の介護福祉士養成施設の日本語学科等に在籍する留学生

Q 3： 補助金の交付申請はいつまでに県へ行わなければいけないか。

A： 原則として留学生が入学した日から30日以内に交付申請書が県に到着すること。
（1年生から2年生に進級する者については4月末までとする。）

Q 4： 補助金の交付申請は複数年度分をまとめて行うことはできるか。

A： できない。年度ごとに補助金申請が必要となる。

Q 5： 補助金の交付申請は複数の留学生分をまとめて行うことはできるか。

A： できる。ただし、申請書類に必要な各資料については留学生ごとに必要となる。

Q 6： 留学生本人が交付申請することはできるか。
また、留学生本人の口座に補助金を振込してもらうことはできるか。

A： 補助対象は介護事業者（法人）であり、留学生本人が申請することはできない。
また、振込先を留学生本人の口座にすることはできない。

Q 7： 予算額を超える交付申請があった場合はどうなるか。

A： 十分な予算を確保しているが、万一予算額を超える申請があった場合は先着順とする。

Q 8： 例えば「入学準備金」のみを留学生に給付した場合は交付申請することはできるか。

A： 「入学準備金」のみを交付申請をすることができる。

Q 9 : 【Q & A : 「Q 2 の A」②-1、②-2に該当する場合のみ】
「県内の介護福祉士養成施設に進学する予定」を証明するための書類は必要か。

A : 『介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思を留学生本人が示したもの』を交付申請書に添付すること。

[作成例]

私は介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設 [進学予定先の養成施設名] の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験します。 ○年○月○日 □□ □□ (←留学生氏名・署名)

Q 1 0 : 留学生に対する奨学金について、「給付」ではなく、「貸与」は補助対象になるか。

A : 補助対象にならない。

Q 1 1 : 留学生に「居住費等」として奨学金を給付する際、あらかじめ奨学金の用途を介護事業者が決めること(限定すること)はできるか。

A : できない。
(例えば、「居住費等」として給付する奨学金を「アパート家賃に充てること」「○○を購入すること」などの用途を限定することはできない)

Q 1 2 : 留学生に給付する奨学金について、給付する時期は決まっているか。

A : 県の補助金交付決定日から当該年度の3月31日までに介護事業者が給付したものが補助金の対象となる。
なお、毎月給付や隔月給付等、給付時期は介護事業者において設定することができる。

Q 1 3 : 留学生への給付方法(振込、手渡し等)は決まっているか。

A : 介護事業者において設定することができる。
ただし、補助対象にかかる給付については、留学生が受領したことが確認できる書類を保管しておくこと。

Q 1 4 : 修学資金貸付事業(岐阜県社会福祉協議会が実施)との併用はできるか。

A : できない。
ただし、日本語学校在籍時については「当補助金を利用」し、その後、介護福祉士養成施設在籍中には「当補助金は利用せず、貸付事業を利用」することはできる。
【参考】修学資金貸付事業による貸付けを受けるに当たっては、連帯保証人が必要となるため、事前に岐阜県社会福祉協議会へ手続きの流れ等を確認しておくこと。

Q 1 5 : 例えば、「学費については修学資金貸付制度」を利用し、「学費以外の居住費等や入学準備金などは当補助金」を利用することはできるか。

A : できない。
留学生1人につき、「補助金」もしくは「修学資金」、どちらかの制度のみ活用ができる。

Q 1 6 : 留学生が留年した場合はどうなるか。

A : 留年した年度については補助対象となるが、翌年度については補助対象外となる。
(例：養成校2年生を留年した場合、2回目の2年生分については対象外となる。)

Q 1 7 : 留学生が退学した場合はどうなるか。

A : 退学した年度の全てについて補助対象とならない。
(例：10月退学したが、介護事業者が奨学金を9月分まで給付していた場合でも全て補助対象とならない。)

Q 1 8 : 留学生が介護福祉士養成施設を卒業した後、介護サービス事業所に就業しなかった場合は、これまでの補助金の返還義務は生じるか。

A : 過年度分の返還は求めない。
なお、かかる事態が発生しないように介護事業者においては、留学生が卒業後に介護サービス事業に従事できるよう、十分な支援と配慮を行うものとする。